

気象警報及び地震警報発表時の対応について

この度、姫路市教育委員会より「気象警報及び地震、津波警報発表時における対応について」通知がありました。つきましては、地震に関する事項を追加します。
なお、本校は津波に関する警報の対象外校区となります。

1 大雨等の警報が発令された時

発令内容	発令時刻	対応
姫路市 ・大雨 ・洪水 ・暴風 ・暴風雪 ・大雪 のいずれかの警報	午前7時現在 警報が発令されている場合	<p>臨時休業 とする。 ※気象情報にもとづき、判断ください。</p>
	午前7時以降に 警報が発令された場合	<p>児童の登校前であれば、原則として 臨時休業 とする。 登校の状況に応じて、校長の判断により 安全確保のための適切な措置をとる。 ※登校した児童への対応については、一斉配信（スクリレ）または個別電話連絡等でお知らせする。</p>

2 地震が発生した時

基本的な対応 (※姫路市の震度)	<p>○前日17時以降に震度5弱以上の地震が発生した場合 ・臨時休業（在校時は引き渡し） 【学校再開】被害状況及び避難所としての状況によって、一斉配信（スクリレ）する。 (市教委から一律に指示する場合もある。)</p>
登校前 (午前7時まで)	<p>○震度5弱以上の場合 学校から連絡があるまで、安全な場所で待機（避難）とする。 ※全児童の居場所と安否確認を行います。（方法：スクリレ、電話等）</p>
登下校中 (午前7時 ～午前8時10分)	<p>【児童】○揺れが小さいとき（歩いている人が揺れを感じるくらい） 特に頭部を守って待機（避難）し、揺れがおさまってから登下校する。 ○揺れが大きいとき（物につかりたいと感じるくらい） 近くの安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、学校か家へ移動する。 ※家庭で相談して決めておいてください。</p> <p>【学校】○震度5弱以上の場合 臨時休業とする。登校してきた児童については、保護者に引き渡しを行う。 ※全児童の安否と居場所の確認を行います。（方法：スクリレ、電話等）</p>
在校中 (午前8時10分以降)	○震度5弱以上の場合 保護者に 引き渡し を行う。

※災害の状況によっては、上記以外の対応となる場合もあります。

3 お願い

- ・インターネット、テレビ、ラジオ等による情報収集に努めてください。
- ・登下校中の地震時の対応については、めざす避難場所等を、平時にご家庭で相談し決めておいてください。